様式第三十二 (第12条関係)

認定新事業活動計画の内容の公表

- 認定をした年月日 令和4年7月15日
- 2. 認定新事業活動実施者名 Y'S商会
- 3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- ・電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う。
- ・電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
- ・電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくための ビジネスモデルの確立を行う。
- ・沖縄県内各市町村の観光協会職員の公用移動手段として適切かの実験
- ・沖縄県内事業者へ実験内容の認知とシェアリング事業の認知度の向上。
- 4. 認定新事業活動計画の内容
- (1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、沖縄県内各市町村の観光協会職員の公用移動手段として適切かの実験、沖縄県内事業者へ実験内容の認知とシェアリング事業の認知度の向上を行う。

- (2) 新事業活動を行う場所の住所
 - ①名護市
 - ②豊見城市の一部
 - ③今帰仁村
 - ④本部町の一部
- (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容 新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、 かつ本事業で使用される電動キックボード(以下「小型電動車」という。)が次の一定 の基準を満たしていること。
 - 1)貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全 な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への 報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。
 - (一定の基準の内容)

- ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - (ア) 長さ 140センチメートル
 - (イ) 幅 80センチメートル
 - (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (4) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 運転者席は、立席であること。
- 5. 新事業活動の開始時期及び終了時期 令和4年7月~令和4年10月

新事業活動の実施区域図 沖縄県名護市

Y´S商会

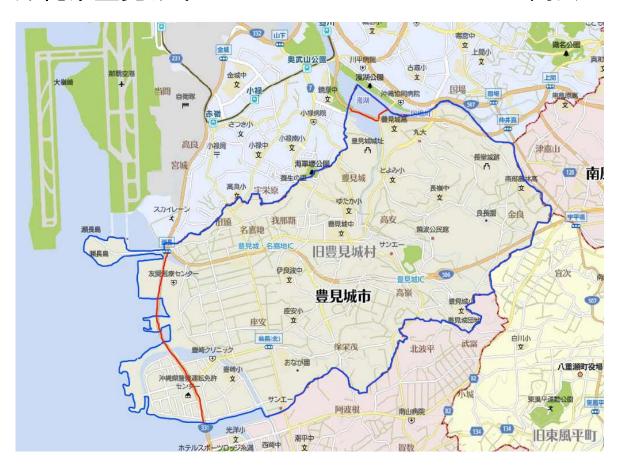


青枠 実証エリア 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し

赤線 特例対象外区間 無し

新事業活動の実施区域図 沖縄県豊見城市

Y´S商会



青枠 実証エリア 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し

豊見城市瀬長80-1~豊見城市豊崎1-875 (高架部分含む)

とよみ大橋(高架部分)

爬龍橋(高架部分)

新事業活動の実施区域図 沖縄県今帰仁村

Y´S商会



青枠 実証エリア 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し

赤線 特例対象外区間 無し

新事業活動の実施区域図 沖縄県本部町

Y´S商会



青枠 実証エリア 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し

赤線 特例対象外区間 本部大橋(高架部分)